

# 町内の河川、 農業用排水路の 水質調査結果を お知らせします

みんなで  
守ろう!!  
美郷の水

## 〈環境キーワード〉

### 指定類型

大きな河川には「類型」が定められており、それに沿って生活環境保全に関する基準が決められている。

### 水素イオン濃度 (pH)

水の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標。有害物質の混入などの異常発生時にこの数値が急激に変化することから、水質を監視する指標として用いられている。

### 生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中にある有機物を、バクテリアなどの微生物が分解する時に消費される酸素量。一般的に、数値が大きくなれば水中に有機物が多く、水が汚濁していることを示している。

### 浮遊物質 (SS)

水中にある、顕微鏡で見える程度の大きさの粒子の量。この数値が高いほど水が濁っていることを意味している。

### 溶存酸素量 (DO)

水中に溶解している酸素量。魚介類などの生物が生存するためには一定量の溶存酸素が必要とされている。この数値が高いと臭気が発生する。

### 大腸菌群数

大腸菌および大腸菌と性質が似ている細菌の数を示し、し尿汚染の指標として用いられる。

## 美

郷町では、家庭や工場からの排水や町内にある廃棄物処分場（一般廃棄物最終処分場・産業廃棄物中間処理施設）が水環境に影響を与えていないかをチェックするため、「河川などの水質調査を行っています。今年度は、河川5カ所と農業用水2カ所で7月31日と11月26日に調査を実施し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましいとされている「環境基準項目」の測定値を確認しました。

類型指定を受けている河川はどれも環境基準への適合状況が良く、また、指定を受けていない河川もA/A類型の基準に相当しうる良好な水質であることが確認されました。  
ただし、大腸菌群数については基準を上回る値が見られ、特に夏季、住居地域を流下した後の地点で高い値が出現しています。このような現象は生活排水が流入する河川に多く見られ、今年度の調査では出川と西の沢川で特に高い数値が測定されました。大腸菌群数の測定値を下げるには、生活排水を川に流入させないことが大切です。身近な河川の水質を守るために、一人ひとりが「水環境を守る」という意識を持ちましょう。  
美郷町では引き続き河川の水質の監視を続け、水質汚濁防止や河川環境維持に努めます。

### ◆環境基準の区分

指定類型	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	大腸菌群数
河川類型 A	6.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下
河川類型 B	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/100ml以下
河川類型 なし	県知事が指定する水域ではないが、水質判定にあたっては河川類型Bの基準を適用				
農業水利	6.0以上7.5以下	—	100mg/l以下	5mg/l以上	—

### ◆水質分析結果 (測定値は平均値です)

○：適合 ×：不適合 —：指標となる基準なし

地点	指定類型	水素イオン濃度		生物化学的酸素要求量		浮遊物質		溶存酸素量		大腸菌群数	
		判定	測定値 (PH)	判定	測定値 (mg/l)	判定	測定値 (mg/l)	判定	測定値 (mg/l)	判定	測定値 (MPN/100ml)
丸子川横関橋	河川類型 A	○	7.1	○	< 0.5	○	1.5	○	9.9	×	6,815
出川釜蓋橋	河川類型 A	○	7.3	○	0.5	○	4.5	○	9.9	×	12,450
横手川境大橋	河川類型 B	○	7.4	○	0.5	○	2.5	○	10.8	○	2,850
菩提沢川(狐森)	河川類型 なし	○	7.5	○	< 0.5	○	8.5	○	10.4	○	4,065
西の沢川(湯竹)	河川類型 なし	○	7.7	○	< 0.5	○	9.8	○	9.8	×	9,050
農業用排水(籠林)	農業水利	○	7.4	—	62.4	○	84.0	○	5.0	—	—
農業用排水(雑分)	農業水利	○	6.5	—	< 0.5	○	9.6	○	9.6	—	—

問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

平成25年1月11日(金)午前8時  
30分現在、美郷町内6カ所の観  
測点での積雪が平均131.3cm  
を記録したため、「美郷町豪雪  
対策本部」を設置しました。

# 豪雪対策本部を 設置しています

**雪による事故・被害にご注意を!!**

## 除雪作業について

● 道路の除雪作業は、降雪時間や積雪状況などに  
よっては作業が遅れる場合があります。順次、  
除雪作業を行いますので、ご理解とご協力をお  
願いします。

● 流・融雪溝を使用した後は、各自責任を持って  
必ずフタを閉めましょう。また、転落事故や作  
業事故が発生しないよう注意しましょう。

● 水路への集中的な多量の投排雪により、下流で  
水害が発生する場合がありますので、ご配慮を  
お願いします。

## 空き家について

● 空き家の管理は、所有者が行うことが大原則で  
す。自治会、自主防災組織や美郷見守りチー  
ムは、集落内の空き家の所有者や管理者の把握、  
状況の連絡等にご協力をお願いします。

● 空き家の屋根の雪が道路にせり出して、通行等  
に危険が生じる状態を発見したときは、住民生  
活課へご連絡ください。

## 除雪機の貸出について

● 自治会などが一人暮らしや高齢者のみの世帯の  
除雪を行う場合、家庭用除雪機を貸し出します。  
ただし、台数に限りがあります。

● 利用条件は、1回あたり8時間以  
内で、1団体あたり月2回までで  
す。また、運搬および燃料は、申  
請団体の負担となります。

● 貸出を希望する場合は、福祉保健  
課および役場各出張所に申請書を  
備え付けておきますので、印鑑を  
持参し手続きしてください。

## 連絡先・問い合わせ先

美郷町豪雪対策本部(総務課内)	☎0187(84)1111
除雪に関すること(建設課)	☎0187(84)4910
北除雪センター(千畑地域)	☎0187(85)2852
中央除雪センター(六郷地域)	☎0187(84)3730
南除雪センター(仙南地域)	☎0187(83)2118
農業施設について(農政課)	☎0187(84)4908
除雪機貸出について(福祉保健課)	☎0187(84)4907
空き家・雪害事故防止について(住民生活課)	☎0187(84)4903



## 豪雪対策本部からのお知らせ

雪による事故・被害防止を呼びかけるチラシを1月中旬に全戸配布しています。こちらも十分にご確認ください。

灯油をホームタンクからポリタンクに移す際は、流出事故防止のため、その場を離れないようにしましょう。  
給油後は、タンクのパルプがきちんと閉まったことを確認しましょう。